

第 3 2 9 回宮城県議会（定例会）提出予定議案一覧

予算議案（2件）

- (1) 議第 134 号議案 平成 22 年度 宮 城 県 一 般 会 計 補 正 予 算
- (2) 議第 135 号議案 平成 22 年度 宮 城 県 港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算

予算外議案（28件）

1 条例議案（14件）

（1）議第136号議案

地方独立行政法人宮城県立病院機構に係る地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定める条例

地方独立行政法人宮城県立病院機構が、処分に際し知事の認可を受けることを要する重要な財産について、条例で定めようとするもの

施行 平成23年4月1日

所管 保健福祉総務課

主な内容

重要な財産 予定価格が7,000万円以上の不動産（土地は、面積が1件20,000㎡以上のもの）若しくは動産又は不動産の信託の受益権

（2）議第137号議案

暴力団排除条例

暴力団排除のため、必要な事項を定めようとするもの

施行 平成23年4月1日

所管 警察本部

主な内容

- 1 基本理念
- 2 金品等の供与の禁止等
- 3 不動産の譲渡等をしようとする者の措置等
- 4 報告又は資料の提出
- 5 勧告及び公表

(3) 議第 138 号議案

地方独立行政法人宮城県立病院機構の設立に伴う関係条例の整理等に関する条例

地方独立行政法人宮城県立病院機構の設立に伴い、関係条例につき、所要の改正等を行おうとするもの
施行 平成 23 年 4 月 1 日等
所管 人事課，行政経営推進課，県政情報公開室，政策課，情報政策課，保健福祉総務課，障害福祉課，病院局

主な内容

- 1 病院事業に関する規定の整理
- 2 病院事業条例の廃止

(4) 議第 139 号議案

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

人事院規則の改正に準じ、所要の改正を行おうとするもの
施行 平成 23 年 1 月 1 日
所管 人事課

主な内容

派遣職員の給与の支給割合を 100 分の 70 未満にも設定できるようにするもの

(5) 議第 140 号議案

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の給与を改定するため、所要の改正を行おうとするもの

施行 平成 22 年 1 2 月 1 日等

所管 人事課

主な内容

- 1 給料表の額の引下げ 平均 0.2%
- 2 期末手当の引下げ
年間支給月数 3.1 月分 2.95 月分
(0.15 月分)

(6) 議第 141 号議案

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の給与を改定するため、所要の改正を行おうとするもの

施行 平成 22 年 1 2 月 1 日等

所管 人事課

主な内容

- 1 給料表の額の引下げ 平均 0.2%
- 2 期末手当の引下げ
年間支給月数 3.1 月分 2.95 月分
(0.15 月分)

(7) 議第 142 号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与の改定等を行うため、所要の改正を行おうとするもの

施行 平成 22 年 12 月 1 日等

所管 人事課

主な内容

1 人事委員会勧告によるもの

(1) 給料表の額の引下げ 平均 0.1%

(2) 55歳を超える職員に対する給料月額引下げ 0.7%

(3) 期末手当及び勤勉手当の引下げ

年間支給月数 4.15月分 3.95月分

(0.2月分)

(4) 地域手当の支給割合の引上げ

(仙台市の場合 4% 4.5%)

2 義務教育等教員特別手当の引下げ

月額 11,700 円 8,000 円

3 給与からの控除に関する規定の整備

(8) 議第 143 号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の給与が改定されることに伴い、所要の改正を行おうとするもの

施行 平成 22 年 12 月 1 日

所管 人事課

主な内容

給与構造改革の導入に伴う経過措置における給料月額の調整

(9) 議第 144 号議案

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与を改定するため、所要の改正を行おうとするもの
施行 平成22年12月1日等
所管 人事課，教育庁総務課

改正内容

期末手当の引下げ

年間支給月数 3.1月分 2.95月分

(0.15月分)

対象者

知事，副知事，公営企業管理者，病院事業管理者，常勤監査委員及び教育長

(10) 議第 145 号議案

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職に係る給料の削減率を改定しようとするもの
施行 平成22年12月1日
所管 人事課

主な内容

1 対象 一般職（警察官，教職員含む）

2 改定内容 給料削減率 3.8% 1.8%

(11) 議第 146 号議案

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとするため、所要の改正を行おうとするもの
施行 平成23年4月1日等
所管 市町村課

新たに規定する事務と処理することとなる市町村

- 1 一市町村の区域を越えない農業倉庫業に関する事務
登米市
- 2 農事組合法人の設立等に関する事務 登米市
- 3 農用地区域内における開発行為の許可等に関する事務
登米市
- 4 特定非営利活動法人の設立の認証等に関する事務 栗原市
- 5 自立支援医療（精神通院）受給者証の記載事項変更に関する事務
各市町村（仙台市を除く）

(12) 議第 147 号議案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

対象に宮城県が設立した地方独立行政法人等を追加する等所要の改正を行おうとするもの
施行 平成23年4月1日
所管 情報政策課

主な内容

対象に宮城県が設立した地方独立行政法人、宮城県住宅供給公社、宮城県道路公社及び宮城県土地開発公社を追加

(13) 議第 148 号議案

野 営 場 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

宮城県神割崎野営場の移譲に伴い、所要の改正を行おうとするもの
施行 平成 23 年 4 月 1 日等
所管 観光課

主な内容

宮城県神割崎野営場の移譲に伴う規定の削除

(14) 議第 149 号議案

総 合 運 動 場 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

宮城県総合運動公園の宮城県サッカー場Cグラウンドの利用料金の基準額を改定しようとするもの
施行 平成 23 年 3 月 1 日
所管 スポーツ健康課

主な内容

- 1 入場料を徴収しない場合
 - (1) アマチュアスポーツに使用する場合
1時間につき 850 円 1,300 円
 - (2) その他の催しに使用する場合
1時間につき 3,300 円 5,200 円
- 2 入場料を徴収する場合
 - (1) アマチュアスポーツに使用する場合
1時間につき 2,500 円 3,900 円
 - (2) その他の催しに使用する場合
1時間につき 4,950 円 7,800 円

2 条例外議案（14件）

（1） 議第 150 号議案 当せん金付証票の発売限度額について

平成23年度において県が発売する自治宝くじの発売限度額について、当せん金付証票法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの

所管 財政課

宝くじの発売限度額 105 億円

（2） 議第 151 号議案 指定管理者の指定について（宮城県こもれびの森）

宮城県こもれびの森の指定管理者を指定することについて、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの

所管 自然保護課

主な内容

- 1 指定しようとする団体 特定非営利活動法人宮城県森林インストラクター協会
- 2 指定の期間 平成23年4月1日～平成28年3月31日

(3) 議第 152 号議案

指定管理者の指定について(宮城県民間非営利活動プラザ)

宮城県民間非営利活動プラザの指定管理者を指定することについて、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの

所管 共同参画社会推進課

主な内容

- 1 指定しようとする団体 特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる
- 2 指定の期間 平成23年4月1日~
平成28年3月31日

(4) 議第 153 号議案

指定管理者の指定について(宮城県さくらハイツ及び宮城県コスモスハウス)

宮城県さくらハイツ及び宮城県コスモスハウスの指定管理者を指定することについて、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの

所管 子育て支援課

主な内容

- 1 指定しようとする団体 社会福祉法人宮城県福祉事業協会
- 2 指定の期間 平成23年4月1日~
平成28年3月31日

(5) 議第 154 号議案

指定管理者の指定について（宮城県啓佑学園及び宮城県第二啓佑学園）

宮城県啓佑学園及び宮城県第二啓佑学園の指定管理者を指定することについて，地方自治法の定めるところにより，議会の議決を受けようとするもの

所管 障害福祉課

主な内容

- 1 指定しようとする団体 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
- 2 指定の期間 平成23年4月1日～
平成28年3月31日

(6) 議第 155 号議案

指定管理者の指定について（宮城県船形コロニー）

宮城県船形コロニーの指定管理者を指定することについて，地方自治法の定めるところにより，議会の議決を受けようとするもの

所管 障害福祉課

主な内容

- 1 指定しようとする団体 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
- 2 指定の期間 平成23年4月1日～
平成28年3月31日

(7) 議第 156 号議案

指定管理者の指定について (宮城県七ツ森希望の家)

宮城県七ツ森希望の家の指定管理者を指定することについて、
地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの

所管 障害福祉課

主な内容

- 1 指定しようとする団体 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
- 2 指定の期間 平成23年4月1日～
平成28年3月31日

(8) 議第 157 号議案

指定管理者の指定について (宮城県御崎野営場)

宮城県御崎野営場の指定管理者を指定することについて、地
方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとする
もの

所管 観光課

主な内容

- 1 指定しようとする団体 北日本ビル清掃株式会社
- 2 指定の期間 平成23年4月1日～
平成26年3月31日

(9) 議第 158 号議案

指定管理者の指定について (宮城県ライフル射撃場)

宮城県ライフル射撃場の指定管理者を指定することについて、
地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの

所管 スポーツ健康課

主な内容

- 1 指定しようとする団体 宮城県ライフル射撃協会
- 2 指定の期間 平成23年4月1日～
平成26年3月31日

(10) 議第 159 号議案

地方独立行政法人宮城県立病院機構に承継させる権利を
定めることについて

地方独立行政法人宮城県立病院機構に承継させる権利について、
地方独立行政法人法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの

所管 保健福祉総務課

承継させる権利

土地、建物、構築物、器械備品、車両、その他有形固定資産、その他
無形固定資産、預金、未収金及び貯蔵品

(11) 議第 160 号議案

工事委託契約の締結について(長沼ダム承水路^{かんきよ}函渠工事)

委託金額 1,543,450,000 円
契約の相手方 東日本旅客鉄道株式会社
所管 河川課

施工地名 登米市迫町新田字梅ヶ沢地内
工事内容 承水路工
北承水路 延長 35.5m 幅員 5.9m
南承水路 延長 31.2m 幅員 7.4m
工期 議決の日の翌日～平成25年3月31日

(12) 議第 161 号議案

工事請負契約の締結について(北上川下流域下水道石巻浄化センター水処理施設(土木)建設工事)

請負金額 990,150,000 円
契約の相手方 奥田建設株式会社
所管 下水道課

施工地名 石巻市蛇田字新ヶ切地内
工事内容 分配槽, 最初沈殿池, 反応タンク, 最終沈殿池
長さ 8.75~66.85m 幅 8.9~20.0m 深さ 5.15~9.3m
工期 議決の日の翌日～平成25年2月28日

(13) 議第 162 号議案

専決処分の承認を求めることについて（調停案の受諾）

泉松陵高等学校における休学届提出確認等事件について、仙台簡易裁判所から提示のあった調停案の受諾について、平成22年11月1日専決処分したので、その承認を求めようとするもの

所管 高校教育課

調停案の内容

- (1) 県及び相手方は、本件休学願が許可されなかったことを相互に確認する
- (2) 相手方は県に対し、平成21年度第4期分の授業料29,700円を支払う
- (3) 県は相手方に対し、休学を希望する場合の方法及び本件休学願を許可しなかった理由を説明する
- (4) 県は、県立高等学校生徒が休学等を希望する場合の方法及び親権者等に明確に説明し、方法を迅速・慎重に進めるよう、関係部局に所定の指導を行う

(14) 議第 163 号議案

専決処分の承認を求めることについて（調停に代わる決定に対して異議の申立てをしないこと及び損害賠償の額の決定）

交通事故に係る損害賠償請求調停事件について、仙台簡易裁判所の調停に代わる決定に対して異議の申立てをしないこと及び損害賠償の額の決定について、平成22年11月15日専決処分したので、その承認を求めようとするもの

所管 土木総務課

事故発生日 平成20年3月4日

損害賠償額 731,673円

諮問（１件）

（１） 諮問第 １ 号

退職手当支給制限処分に係る審査請求の諮問について

退職手当の支給制限処分に係る審査請求について，地方自治法の定めるところにより，議会に諮問するもの
所管 職員厚生課

主な内容

- 1 審査請求日 平成22年7月9日
- 2 審査請求の趣旨
教育委員会が平成22年5月14日付けで行った退職手当の支給制限処分について取消しを求める

報告（3件）

（1） 報告第15号

専決処分の報告について（一般国道398号（湯浜地区）
道路災害復旧工事）の請負契約の変更

（ 請 負 金 額 522,551,400 円 535,712,100 円
契約の相手方 株式会社橋本店 ）

議 決 日 平成22年6月30日 議第106号議案
変更の理由 施工内容の変更に伴う請負金額の変更
専決処分日 平成22年11月1日

（2） 報告第16号

専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

（ 和解及び損害賠償の額の決定について，それぞれ専決処分し
たので報告するもの ）

事故の状況

- 1 件 数 2件
- 2 発 生 平成22年8月
- 3 損 害 原 因 県管理道路の損傷等による事故
- 4 損害賠償額 187,079 円
- 5 専決処分日 平成22年10月22日～平成22年10月27日

(3) 報告第 17 号

専決処分の報告について (交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定)

(交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について , それぞれ専決処分したので報告するもの)

事故の状況

- | | | |
|---|-------|-----------------------|
| 1 | 件数 | 5件 |
| 2 | 発生 | 平成20年3月~平成22年9月 |
| 3 | 損害内容 | 車両事故 |
| 4 | 損害賠償額 | 614,443円 |
| 5 | 専決処分日 | 平成20年7月30日~平成22年11月2日 |